

償却資産（固定資産税）申告の手引き

新宮町 税務課

法定提出期限 1月31日

申告書の提出先・問い合わせ先

〒811-0192

福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号

新宮町役場 税務課 固定資産税担当

TEL：092-962-0231（代表）内線：105・106

092-963-1731（直通）

FAX：092-962-0885

I 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

毎年1月1日現在、新宮町内に土地及び家屋以外の事業用の償却資産（町内で貸し付けている資産も含む）を所有している法人又は個人

(2) 申告の方法と提出書類

申告書は提出用と控用の2部同封していますので、提出用のみ提出してください。

郵送で提出される方で、申告書控えに受付印の必要な方は、必ず返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。

● 本年度から初めて申告される方（初めて申告書が届いた方）

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書（全資産・増加資産用）
注 意 点	・毎年1月1日現在、町内に所有している償却資産を全て申告してください。 ・償却資産をお持ちでない方は、申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入されるか、該当事項選択の「3. 該当資産なし」を“○”で囲んで提出してください。
記 載 例	10・11ページ

● 前年度に申告されている方

※前年度までに申告された全ての資産は、種類別明細書（全資産・増加資産用）に印字されています。
（自社の電算処理で、全資産を申告されている一部の方は印字されていません。）

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書（全資産・増加資産用） ・種類別明細書（減少資産用）
注 意 点	・前年中に増加、減少した資産を、それぞれ種類別明細書に記入してください。 ・前年以前に取得した申告漏れ資産、移動してきた資産は、種類別明細書（全資産・増加資産用）に記入してください。 ・種類別明細書（減少資産用）は、減少した資産のみを記入してください。 ・増加、減少した資産がない場合は、申告書の備考欄へ「資産の増減なし」と記入されるか、該当事項選択の「2. 資産の増減なし」を“○”で囲んで申告書のみ提出してください。
記 載 例	10・11・12ページ

● 廃業・解散・営業譲渡された方

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書（減少資産用）
注 意 点	・償却資産申告書の備考欄にその旨を記入してください。 ・営業譲渡された方は、譲渡先も記入してください。
記 載 例	10・12ページ

■ 企業の電算処理により申告をされる場合

電算処理により申告される方は、1月1日現在所有している全ての資産について、評価額等を計算し、評価額・決定価格・課税標準額も記入してください。

■ 電子申告による場合

インターネットを利用した償却資産の電子申告ができます。電子申告を利用されたい方は、事前に準備及び手続きが必要です。詳しくはeLTAX（エルタックス）ホームページをご覧ください。（<http://www.eltax.jp/>）

(3) 申告書等の提出期限・提出先

① 提出期限：1月31日

(申告期限が土曜日又は休日にあたる場合は、休日等の翌日となります。)

※事務処理の都合上なるべく「1月中旬」までに提出していただきますようご協力をお願いします。

② 提出先：新宮町役場 税務課 固定資産税担当

(4) 国税との主な違い

固定資産税（償却資産）と国税では取扱いが異なる点がありますので、ご注意ください。

項目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い（法人税・所得税）
償却計算の時期	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用（固定資産評価基準に定められた減価率を用いる） ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様。	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度（建物については旧定額法） 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度（建物については定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。（注1）	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。（租税特別措置法）
増加償却	認められます。	認められます。（法人税法・所得税法）
評価額の最低限度	取得価格の100分の5	備忘価格（1円）まで
改良費 （資本的支出）	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）（注2）	原則区分評価
少額の減価償却資産 （使用可能期間が1年未満又は取得価格が10万円未満の資産）	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外（注3）	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする。 （法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条）
一括償却資産 （取得価格が20万円未満の減価償却資産）	3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外（注4）	3年間で損金又は必要な経費に算入が可能 （法人税法施行令第133条の2又は所得税法施行令第139条）
即時償却資産 （中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産）	課税対象になります。（注5）	取得価格に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能 （租税特別措置法第28条の2又は同法第67条の5）

(注1) 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価格の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価格を記入してください。

(注2) 平成19年度税制改正により、国税における改良費の取扱いは変わりましたが、固定資産税（償却資産）における取扱いには変更ありません。

(注3) 法人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

(注4) 法人又は個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

(注5) 中小企業に該当する法人又は個人の青色申告者の方等が、平成15年4月1日から平成30年3月31日までの間に30万円未満の減価償却資産を取得された場合、その全額を損金又は必要な経費に算入することができます（平成18年4月1日以降は上限300万円まで）。ただし、取得価格が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。固定資産税（償却資産）上は、この規定により損金又は必要な経費に算入された減価償却資産については課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

(5) 申告の対象となる資産

1月1日現在、事業の用に供することができる資産のうち、次の①、②の要件を満たすものです。

① 土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産（土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第341条の規定によります。）

◎次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ア 建設仮勘定で経理されている資産
- イ 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ウ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- エ 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- オ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- カ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- キ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
- ク 取得価格が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

② 耐用年数が1年以上で取得価格（1個又は1組当たり）が10万円（取得時期により20万円）以上の資産

取得時期		取得価格	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人 の 場 合	平成11年1月1日以後に取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象
法 人 の 場 合	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
			20万円以上	減価償却

(6) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象にならないので申告の必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（例：小型フォークリフト）
- イ 無形固定資産（例：特許権、実用新案権等）
- ウ 繰延資産（例：開業費、開発費等）
- エ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
 - ・耐用年数1年未満又は取得価格10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
 - ・取得価格20万円未満の償却資産を3年間で一括償却を選択したもの

(7) リース資産の取り扱いについて

リース資産は、その契約の内容により資産を貸している方が申告する場合と、実際に資産を借りて事業を行っている方が申告する場合があります。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
通常の賃貸借契約	不 要	必 要
売買にあたるようなリース契約	必 要	不 要

※平成20年4月1日以降に契約を締結した「所有権移転外ファイナンスリース」については、所得税・法人税における所得の計算上、先買取引として取扱うよう変更されていますが、固定資産税(償却資産)においては、これまでどおり貸賃人(リース会社等)が申告する必要があります。

(8) 非課税となる資産

地方税法第348条に該当する償却資産は、固定資産税が課税されません。新たに取得された場合は、「種類別明細書(増加資産・全資産用)」の摘要欄に該当事項を記載し、添付書類と共に提出してください。

(9) マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載について

① マイナンバーの記載場所

申告書の手引きの記載例を参照してください。個人の方は12桁の個人番号を、法人にあつては13桁の法人番号を所定の記載欄に右詰で記載してください。

② 本人確認資料の添付について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認)を実施いたします。以下の「ア」または「イ」の本人確認資料の写し(コピー)をそれぞれ1種類ずつ、申告書に添付していただくようお願いいたします。

ア 本人が申告書を提出する場合 (番号確認資料+身元確認資料)

	番号確認資料	身元確認資料
窓口 ・ 郵送	・マイナンバーカード(裏面) ・通知カード ・住民票(個人番号付き)等	・マイナンバーカード(表面) ・運転免許証 ・旅券(パスポート)等
電子申告	本人確認資料の添付は <u>不要です</u> 。	

イ 代理人が申告書を提出する場合

(本人の番号確認資料+代理人の身元確認資料+代理権確認資料)

	本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料(原本)
窓口 ・ 郵送	・本人のマイナンバーカード(裏面) ・本人の通知カード ・本人の住民票(個人番号付き)等	・代理人のマイナンバーカード(表面) ・代理人の運転免許証 ・代理人の税理士証票等	・税務代理権限証書 ・委任状等
電子申告	本人確認資料の添付は <u>不要です</u> 。		

(10) 実地調査等のお願い

申告書受理後、地方税法第408条に基づいて実地調査・簡易調査(固定資産台帳等を郵送していただく調査)を行うことがありますので、その節はご協力をお願いいたします。また、実地調査に伴って申告漏れが判明した場合は地方税法に基づき5年間遡及して追徴課税となりますのでご注意ください。

Ⅱ 償却資産とは

(1) 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

ただし、鉱業権・特許権・営業権その他の無形減価償却資産及び自動車税・軽自動車税の課税客体である自動車・軽自動車等は除かれます。

なお、「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

(2) 償却資産の種類

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のとおりです。

資産の種類		主な償却資産の内容
第1種	構	門、塀、擁壁（土留め）、広告塔、舗装路面（駐車場舗装）、屋外排水溝、焼却炉、緑化施設、その他土地に定着した設備等
	築物	1 プレハブ等の建物で、基礎がない又は基礎がブロックの単体・木杭等で簡易な建物 2 建築設備のうち償却資産として扱うもの（6・7ページ参照） 3 賃貸ビル等の家屋に附加された建築設備・内装は、償却資産（分離課税）として申告してください。
第2種	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、土木建設機械（パワーショベル、ブルドーザー等）
第3種	船舶	客船、貨物船、遊覧船、ボート等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」及び「00～09」、「000」～「099」、「9」及び「90～99」、「900」～「999」）、その他運搬車（自動車税、軽自動車税の課税客体以外のもの）
第6種	工具、器具及び備品	ロッカー、応接セット、テレビ、冷暖房器具、冷蔵庫、コピー機、パソコン、ファクシミリ、陳列ケース、自動販売機、電話機、看板、金庫、レジスター、監視カメラ等

(3) 家屋の附帯設備（建築設備）における家屋との区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

○家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。

○家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等が施工した内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取扱います。

家屋と償却資産の区分表（主な設備等の例示です）

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却	家屋	償却	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備 等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式	○				◎
	電力引入設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤 等	○				◎
	LAN設備	設備一式（配線を除く）			◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線 等	○				◎
	監視カメラ設備	受像器（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器			◎		◎
配管・配線 等		○				◎	
避雷設備	設備一式	○				◎	
火災報知設備	設備一式	○				◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ 等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）			◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用 等） 中央式給湯設備	○				◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管 等	○				◎
衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器 等）	○				◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ 等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備 等	○				◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備（中央制御式のエアコン 等）	○				◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機			◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウ ェーター） 等	○				◎

備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却	家屋	償却
その他の設備等	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、看板、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、簡易間仕切（衝立）、カーテン、ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎

（４）業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示しますと、つぎのとおりです。

業 種	主な償却資産の内容
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、事務机・椅子、レジスター、金庫、自動販売機、看板、舗装路面、受変電設備、LAN 設備 等
飲 食 業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ設備 等
理容・美容業	理容・美容椅子、パーマ機、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポール 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、給排水設備、ビニール梱包装置 等
小 売 業	陳列棚、陳列ケース、冷蔵ストッカー、自動販売機 等
製 造 業	金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、フライス盤、梱包機、受変電設備、プレス、圧縮機、測定・検査工具類、工場等の動力幹線設備、機械の給排水設備 等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象となるものを除く）、大型特殊自動車（0 及び 00～09、000～099、9 及び 90～99、900～999 ナンバー）、発電機 等
医・歯業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ 等）、ガス（麻酔等）設備、消毒滅菌用機器 等
不動産貸付業	門扉、塀、駐車場等の舗装及び機械設備、緑化施設等の外構工事、中央監視制御装置、受変電設備、屋外電気設備、屋外給排水設備 等
ガソリンスタンド	ガソリン計量器、洗車機、独立キャノピー、地下タンク 等
印 刷 業	製版機、印刷機、裁断機 等
娯 楽 業	パチンコ台、スロット器、ゲーム機、両替機、玉貸機、受変電設備 等

Ⅲ 償却資産の評価額の計算方法から納税まで

(1) 評価額の計算方法

申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価格及び耐用年数を基本にして計算し評価額を算出します。

① 前年中に取得のもの

取得価格×前年中取得のものの減価残存率 $(1 - r / 2)$ = 評価額

② 前年前に取得のもの

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率 $(1 - r)$ = 評価額

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価格の5%になるまで償却します。評価額が取得価格の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

[減価残存率表]

(これは固定資産税に係る残存率表です。)

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
	(r)	前年中取得のもの(1-r/2)	前年前取得のもの(1-r)		(r)	前年中取得のもの(1-r/2)	前年前取得のもの(1-r)		(r)	前年中取得のもの(1-r/2)	前年前取得のもの(1-r)
2年	0.684	0.658	0.316	21年	0.104	0.948	0.896	41年	0.055	0.972	0.945
3年	0.536	0.732	0.464	22年	0.099	0.950	0.901	42年	0.053	0.973	0.947
4年	0.438	0.781	0.562	23年	0.095	0.952	0.905	43年	0.052	0.974	0.948
5年	0.369	0.815	0.631	24年	0.092	0.954	0.908	44年	0.051	0.974	0.949
6年	0.319	0.840	0.681	25年	0.088	0.956	0.912	45年	0.050	0.975	0.950
7年	0.280	0.860	0.720	26年	0.085	0.957	0.915	46年	0.049	0.975	0.951
8年	0.250	0.875	0.750	27年	0.082	0.959	0.918	47年	0.048	0.976	0.952
9年	0.226	0.887	0.774	28年	0.079	0.960	0.921	48年	0.047	0.976	0.953
10年	0.206	0.897	0.794	29年	0.076	0.962	0.924	49年	0.046	0.977	0.954
11年	0.189	0.905	0.811	30年	0.074	0.963	0.926	50年	0.045	0.977	0.955
12年	0.175	0.912	0.825	31年	0.072	0.964	0.928	51年	0.044	0.978	0.956
13年	0.162	0.919	0.838	32年	0.069	0.965	0.931	52年	0.043	0.978	0.957
14年	0.152	0.924	0.848	33年	0.067	0.966	0.933	53年	0.043	0.978	0.957
15年	0.142	0.929	0.858	34年	0.066	0.967	0.934	54年	0.042	0.979	0.958
16年	0.134	0.933	0.866	35年	0.064	0.968	0.936	55年	0.041	0.979	0.959
17年	0.127	0.936	0.873	36年	0.062	0.969	0.938	56年	0.040	0.980	0.960
18年	0.120	0.940	0.880	37年	0.060	0.970	0.940	57年	0.040	0.980	0.960
19年	0.114	0.943	0.886	38年	0.059	0.970	0.941	58年	0.039	0.980	0.961
20年	0.109	0.945	0.891	39年	0.057	0.971	0.943	59年	0.038	0.981	0.962
				40年	0.056	0.972	0.944	60年	0.038	0.981	0.962

※ r とは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

[例えば] 取得価格 250,000 円、取得時期令和元年 5 月、耐用年数 4 年のパソコンの場合

(耐用年数 4 年、前年中の取得のものの減価残存率 0. 7 8 1)

(耐用年数 4 年、前年前の取得のものの減価残存率 0. 5 6 2)

令和 2 年度 = 250,000 円 × 0. 7 8 1 = 195,250 円

令和 3 年度 = 195,250 円 × 0. 5 6 2 = 109,730 円

令和 4 年度 = 109,730 円 × 0. 5 6 2 = 61,668 円

令和 5 年度 = 61,668 円 × 0. 5 6 2 = 34,657 円

令和 6 年度 = 34,657 円 × 0. 5 6 2 = 19,477 円

令和 7 年度 = 19,477 円 × 0. 5 6 2 = 10,946 円 < 12,500 円

※ 令和 7 年度で算出額が取得価格の 5% (12,500 円) より小さくなりますので、以降 12,500 円で評価されます。

(2) 税額の計算方法

① 課税標準額

1 月 1 日現在における決定価格が、課税標準額になります。ただし、課税標準額の特例が適用される場合は、決定価格に特例率を乗じたものが課税標準額となります。

② 免税点

全ての償却資産の課税標準額の合計が 1 5 0 万円未満の場合は、課税されません。なお、合計が 1 5 0 万円未満の場合でも申告は必要です。

③ 税率・税額

税率は、1 0 0 分の 1. 4 です。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準額} \\ \hline (1,000 \text{ 円未満切捨て}) \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline (1.4 / 100) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税額} \\ \hline (100 \text{ 円未満切捨て}) \\ \hline \end{array}$$

④ 納期

納付すべき額を 4 回 (5 月、7 月、1 1 月、翌年の 2 月) に分けて納めていただきます。

Ⅳ 償却資産申告書の書き方

償却資産申告書(償却資産課税台帳)の書き方

令和〇〇年 1 月 15 日		令和 〇〇 年度		※所有者コード					
受付印		新宮町長 殿		00001234567					
所 有 者	1 住所 又は納税通知 書送付先	① かすやぐんしんぐうち〇〇 糟屋郡新宮町〇〇丁目〇〇番〇〇号 (電話 092-〇〇〇-〇〇〇〇)	3 個人番号又は 法人番号	③	8 短縮耐用年数の承認				
	2 氏名 法人にあって はその名称 及び代表者 の氏名	② △△△かふしがいしゃ だいひょうとりしまりやく しんぐうたろう △△△株式会社 代表取締役 新宮太郎 (屋号)	4 事業種目 (資本金等の額)	④	9 増加償却の届出				
			5 事業開始年月	⑤	10 非課税該当資産				
			6 この申告に 応答する者 の係及び 氏名	④	11 課税標準の特例				
			7 税理士等の 氏名	⑤	12 特別償却又は圧縮記載				
					13 税務会計上の償却方法				
					14 青色申告				
資産の種類		取 得 価 値 額		15 市(区)町村内					
		前年前に取得したもの(イ) 前年中に減少したもの(ロ) 前年中に取得したもの(ハ) 計(イ)-(ロ)+(ハ) (ニ)		⑩ ① 新宮町〇〇2丁目〇〇番〇〇号					
1 構 築 物	⑥	650,000	⑦	⑧	1,300,000	⑨	1,950,000	16 借用資産	⑪ 株式会社□□□リース
2 機 械 及 び 置 装		6,030,000			6,830,000		12,860,000	①・無	
3 船 舶									
4 航 空 機									
5 車 両 及 び 運 搬 機 具					3,000,000		3,000,000		
6 工 具 及 び 器 具 備 品		2,734,000	571,000		860,000		3,022,500		
7 合 計		9,414,000	571,000		11,990,000		20,832,500		
資産の種類		評 価 額 (イ)		決 定 価 格 (ロ)		課 税 標 準 額 (ハ)		17 事業所用家屋の所有区分	
		① 新宮町〇〇2丁目〇〇番〇〇号						自己所有・借家	
								18 備考(添付書類等) ※該当する項目に○をつけてください。	
								⑫ ① 資産増減あり	
								2. 資産増減なし	
								3. 該当資産なし	
								4. 廃業・解散(年 月)	
								5. 住所等の変更(年 月)	
								移転先住所()	

- ① 住 所 — 住所(又は納税通知書送付先)及び電話番号を記載してください。
- ② 氏 名 — 氏名を記載し、ふりがなを付して押印してください。また、個人の場合は屋号、法人の場合には通常呼称される本店・営業所名を記載してください。
- ③ 個人番号又は法人番号 — マイナンバー(個人番号・法人番号)を記載してください。
- ④ この申告に应答する者の係及び氏名 — この申告について、直接应答できる方の係及び氏名、電話番号を記載してください。
- ⑤ 税理士等の氏名 — 関与税理士の氏名、電話番号を記載してください。
- ⑥ 前年前に取得したもの(イ) — 前年前までに申告された資産の合計です。
今年、初めて申告される方は“0”になります。
- ⑦ 前年中に減少したもの(ロ) — 前年中に減少(売却・滅失・移動)したものの取得価格を記載してください。
今年、初めて申告される方は、記載しないでください。
- ⑧ 前年中に取得したもの(ハ) — 前年中に増加(新品取得・中古取得・移動による受け入れ)したものの及び前年前に申告漏れになっていたものの取得価格を記載してください。
- ⑨ 計((イ)-(ロ)+(ハ)) — 毎年1月1日現在の全資産の取得価格を記載してください。
- ⑩ 事業所等資産の所在地 — 新宮町内の資産の所在地を記載してください。
- ⑪ 借用資産 — 借用資産がある場合は、貸主の氏名を記載してください。
- ⑫ 備 考 — 償却資産の増減については、該当するものを“0”で囲んでください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)の書き方

令和〇〇年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		1枚のうち		
所有者コード												△△△株式会社		1枚目		
① 00001234567												⑦		1枚目		
行 番 号	資 産 の 種 別	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額 (円)	耐 用 年 数	(a) 減 価 残 存 率	備 考	課 税 標 準 の 特 例		課 税 標 準 額	増 加 事 由	備 考
					年 号	年	月					1	2			
01	1		駐車場アスファルト舗装	1	4	29	4	1 300 000	10	0.					○ 2 3.4	
02	2		溶接機	1	4	29	6	320 000	14	0.					○ 2 3.4	
03	2		高速旋盤	1	4	28	7	5 600 000	14	0.					○ 2 3.4	
04	5		フォークリフト	1	5	1	7	3 000 000	4	0.					○ 2 3.4	⑧
05	6		複写機	1	4	20	7	450 000	5	0.					○ 2 3.4	福岡市 より移動
06	6		パソコン	1	4	22	12	200 000	4	0.					○ 2 3.4	申告漏れ
07	6		エアコン	1	4	23	10	210 000	6	0.					○ 2 3.4	申告漏れ
08	2		メッキ加工機	1	4	22	11	700 000	7	0.					○ 2 3.4	申告漏れ
09	2		アルミ加工機	1	4	20	7	210 000	7	0.					○ 2 3.4	福岡市 より移動
10									0.						1.2 3.4	
11									0.						1.2 3.4	
12									0.						1.2 3.4	
13									0.						1.2 3.4	
14									0.						1.2 3.4	
15									0.						1.2 3.4	
16									0.						1.2 3.4	
17									0.						1.2 3.4	
18									0.						1.2 3.4	
19									0.						1.2 3.4	
20									0.						1.2 3.4	
小 計								⑨ 11 990 000								

注意 「取得年月の年号」の欄は、大正は2、昭和は3、平成は4を記入してください。
 注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受け入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。(又は1、2、3、4のいずれかの番号を上書き入力してください。)

第二十六号様式別表一(提出用)

前年1月2日から本年1月1日までに、新たに取得した資産及び前年前に申告漏れになっていた資産を記載してください。(例：令和2年度申告対象 令和元年1月2日～令和2年1月1日)
 ただし、初めて申告される方は、本年1月1日現在所有している資産を全部記載してください。

- ① 資産の種類 — 資産の種類は、1種から6種までを記載してください。
(5ページを参照してください。)
- ② 資産の名称 — 資産の名称は、漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字を使用して記載してください。
- ③ 数 量 — 資産の数量を記載してください。
- ④ 取得年月日 — 資産を取得した年月を記載してください。年号は次の数字で記載してください。
“昭和” ⇒ “3”、“平成” ⇒ “4”、“令和” ⇒ “5”
- ⑤ 取得価格 — 資産の取得された価格を記載してください。なお、消費税は会計処理として税込経理処理方式を採用している場合には、それを含めた金額で記載してください。
- ⑥ 耐用年数 — 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に掲げる耐用年数を記載してください。
- ⑦ 増加事由 — 該当する事由の番号を“○”で囲んでください。
1：新品取得、2：中古品取得、3：移動により受け入れ、4：その他
- ⑧ 適 用 — 課税標準の特例が適用される資産、非課税資産についてはその適用条項を記載してください。
- ⑨ 小 計 — ページごとに増加した取得価格の合計を記載してください。

種類別明細書(減少資産用)の書き方

第二十六号様式別表二(提出用)

令和 ○○ 年度		種類別明細書(減少資産用)										所有者名					
* 所有者コード												1枚のうち					
00001234567												1枚目					
行 番 号	資 産 の 種 別	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	① 数			② 取得価額			申 告 年 度	③ 減少の事由及び区分				④ 摘 要		
				数	年 月	取得年月	取得額	取得額	取得額		1売却	2滅失	3移動	4その他		1全部	2一部
01																	
02	6		計算機	1	4	16	1		84,000	5	1	2	3	4	1	2	3台中の1台を滅失
03	6		計算機	1	4	22	7		105,000	5	1	2	3	4	1	2	福岡市へ移動
04	6		ファックス	1	4	8	7		120,000	5	1	2	3	4	1	2	
05	6		コピー機	1	4	24	1		262,500	5	1	2	3	4	1	2	〇△口商事へ売却
06												1	2	3	4	1	2
07												1	2	3	4	1	2
08												1	2	3	4	1	2
09												1	2	3	4	1	2
10												1	2	3	4	1	2
11												1	2	3	4	1	2
12												1	2	3	4	1	2
13												1	2	3	4	1	2
14												1	2	3	4	1	2
15												1	2	3	4	1	2
16												1	2	3	4	1	2
17												1	2	3	4	1	2
18												1	2	3	4	1	2
19												1	2	3	4	1	2
20												1	2	3	4	1	2
小 計									571,500								

前年1月2日から本年1月1日までにおいて、売却、滅失、他市町村への移動等で減少した資産について申告してください。

- ① 数 量 — 減少する数量を右詰めで記載してください。
- ② 取得価格 — 資産が一部減少した場合に、その減少した価格を記載してください。
- ③ 減少の事由 — 該当する事由、区分の番号を“○”で囲んでください。
 及び区分 事由 (1 : 売却 2 : 滅失 3 : 移動 4 : その他)
 区分 (1 : 全部 2 : 一部)
- ④ 摘 要 — 移動先の市町村名等を記載してください。また、売却した場合は、売却先等を記載してください。
- ⑤ 小 計 — ページごとに減少した取得価格の合計を記載してください。